

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

一 俸給表の改定

指定職俸給表を除く全ての俸給表の俸給月額を改定すること。（別表第一から別表第十まで関係）

二 諸手当の改定

1 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を改定すること。（第十条の四第一項関係）

2 勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の九十五（特定管理職員にあつては百分の百十五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の九十七・五）に引き上げるとともに、五十五歳を超える特定職員の勤勉手当について、その減ずる額の算定に係る勤勉手当減額対象額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額）に乗ずる割合を改定すること。また、再任用職員の勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の四十五（特定管理職員にあつては百分の五十五、指定

職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の五十二・五に引き上げること。（法第一条の規定による改正後の第十九条の七第二項及び附則第十一項関係）

3 勤勉手当について、六月期の支給割合を百分の九十（特定管理職員にあつては百分の百十、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の九十五）に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の九十（特定管理職員にあつては百分の百十、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の九十五）に引き下げること。また、再任用職員の勤勉手当について、六月期の支給割合を百分の四十二・五（特定管理職員にあつては百分の五十二・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の五十）に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の四十二・五（特定管理職員にあつては百分の五十二・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の五十）に引き下げること。（法第二条の規定による改正後の第十九条の七第二項関係）

第二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

一 第一号任期付研究員に適用する俸給表の一号俸及び二号俸並びに第二号任期付研究員に適用する俸給表の俸給月額を改定すること。（第六条関係）

二期末手当の改定

- 1 十二月期の支給割合を百分の百六十七・五に引き上げること。（法第三条の規定による改正後の第七条第二項関係）

- 2 六月期の支給割合を百分の百六十五に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の百六十五に引き下げること。（法第四条の規定による改正後の第七条第二項関係）

第三 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

- 一 特定任期付職員に適用する俸給表の一号俸及び二号俸の俸給月額を改定すること。（第七条第一項関係）

二期末手当の改定

- 1 十二月期の支給割合を百分の百六十七・五に引き上げること。（法第五条の規定による改正後の第八条第二項関係）

- 2 六月期の支給割合を百分の百六十五に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の百六十五に引き下げること。（法第六条の規定による改正後の第八条第二項関係）

#### 第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第一の二三、第二の二二及び第三の二二は平成三十年四月一日から施行し、第一の一並びに二一及び二、第二の一並びに二一並びに第三の一並びに二一は平成二十九年四月一日から適用すること。

二 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定めること。